

会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

健康福祉部 こども保育課

1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市の条例の基準となる「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに準じ、標記条例を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 放課後児童支援員の資格要件の追加（第10条関係）

こどもクラブには事業所ごとに放課後児童支援員を置く必要があり、研修を修了した保育士等は、放課後児童支援員となることができます。

児童福祉法等の一部改正により、地域限定保育士制度が制度化されたことに伴い、地域限定保育士も通常の保育士同様、放課後児童支援員になれるよう改正するものです。

地域限定保育士制度とは

保育人材の確保が困難な都道府県において、都道府県独自の試験実施方法に合格した者が、当該都道府県においてのみ保育士として取り扱う制度。実施するには内閣総理大臣の認定が必要。

(2) 引用条文の整理（第12条関係）

虐待防止に関する児童福祉法の条文が改正となったため引用条文を整備するものです。

3 改正箇所

新旧対照表のとおり

4 施行期日

国の省令は令和7年10月1日施行とされていますが、事業の運営に現状は影響がないことから、公布の日から施行することとします。